

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目 次

- ◇ 教委規則 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課)
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)
- ◇ 人委規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十六号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則 (昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規則第八号) の一部を次のように改正する。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

(教科の決定)

第二十二條 施行法第二條第二項の教育委員会規則で定める教科については、教育職員免許法施行法施行規則 (昭和二十九年文部省令第二十七号) 第二條第一項に定める基準の例による。

(単位の修得方法)

第二十三條 免許法施行規則第十四條の教育委員会規則で定める単位の修得方法は、別表第一のとおりとする。

2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第五号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第二のとおりとする。

3 前二項に規定する単位の修得方法に係る修得することを必要とする最低単位数の内容は、別表第三のとおりとする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第二十三條関係)

受ける免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数			
		合計単位数	一般教育科目	専門教育科目	
六	四〇	一一	一四	一四	一四

					教諭										小学校				
許状 一種免					許状 二種免					許状 一種免					許状 一種免				
一〇	九	八	七	六	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇	九	八	七
二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	一五	二〇	二五	三〇	三五
三	五	七	一〇	一二	〇	二	三	五	七	九	〇	二	五	七	〇	二	五	七	一〇
一四	一六	一九	二一	二三	七	七	八	八	九	九	七	九	一〇	一一	七	九	一〇	一一	一二
三	四	四	四	五	八	一一	一四	一七	一九	二二	八	九	一〇	一二	八	九	一〇	一二	一三

					教諭										中学校	
一種免					高等学 一種免					許状 二種免					許状 一種免	
八	七	六	一一	一〇	九	八	七	六	二	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇
三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇
七	一〇	一二	〇	三	五	七	一〇	一二	〇	二	三	五	七	九	〇	三
一一	一二	一四	一二	一四	一六	一九	二一	二三	八	一一	一四	一七	一九	二二	一二	一五
一二	一三	一四	三	三	四	四	四	五	七	七	八	八	九	九	三	六

許状		受けるようとする免状の種類		幼稚園		教諭		許状	
		一種免	二種免	一	二	一	二	一	二
五	四	一〇	一五	〇	〇	七	八	一〇	九
〇	〇	八	一一	七	七	九	九	九	一〇
二	四	二	四	八	八	二二	一九	九	一〇

別表第二(第二十三条関係)

備考 昭和二十九年改正法附則第八項の規定の適用を受ける者については、この表の高等学校教諭の一種免許状の項に規定する修得することを必要とする科目及び最低単位数を参酌して別に定める。

在職年数		合計単位数		一般教育科目		専門教育科目	
修得することを必要とする科目及び最低単位数	養護に関するもの	教職に関するもの	養護に関するもの	教職に関するもの	養護に関するもの	教職に関するもの	養護に関するもの
五	四	一〇	一五	〇	〇	八	一一
二	四	二	四	八	八	二二	一九

養護教諭			
許状		二種免	
一	二	一	二
一〇	九	八	七
一〇	一五	二〇	二五
〇	〇	三	四
八	一二	一三	一六
二	三	四	五

別表第三(第二十三条関係)

一 一般教育科目

許状の種類	受けるようとする免状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容
小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、幼稚園教諭及び養護教諭	一種免許状及び二種免許状	二以上	人文、社会及び自然の三分野(以下「三分野」という。)につき各三以上
		八以上	三分野につき各二以上
		一以下	三分野につき各一以上
		三以上七以下	三分野につき各一以上
		二	任意

二 専門教育科目

許状の種類	受けるようとする免状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容
一 教科に関する専門教育科目			

<p>教諭 高等学校</p>	<p>論 中学校教 諭</p>	<p>論 小学校教 諭</p>	<p>論 小学校教 諭</p>	<p>論 小学校教 諭</p>
<p>状 一種免許</p>	<p>状及び二 種免許状</p>	<p>状及び二 種免許状</p>	<p>状及び二 種免許状</p>	<p>状及び二 種免許状</p>
<p>一 二以上</p>	<p>八以上 二 三以上</p>	<p>七以上 九以下</p>	<p>一〇又は 一一</p>	<p>一四</p>
<p>免許法施行規則第四条第一項の表に掲げる免許教科(看護実習、家庭実習、農</p>	<p>免許法施行規則第三条第一項の表に掲げる免許教科(職業実習に係る免許状にあつては、職業の免許教科とする。)の種類に応じ、同表に掲げる教科に関する専門教育科目につき各一以上</p>	<p>五以上の小学校の科目(音楽等のうち一以上の小学校の科目を含むこと。)につき各一以上</p>	<p>五以上の小学校の科目(音楽等のうち一以上の小学校の科目を含むこと。)につき各二以上</p>	<p>免許法施行規則第二条に掲げる教科に関する専門教育科目(以下「小学校の科目」という。)のうち七以上の小学校の科目(音楽、図画工作及び体育(以下「音楽等」という。))のうち二以上の小学校の科目を含むこと。)につき各二以上</p>

<p>論 幼稚園教 諭</p>	<p>論 幼稚園教 諭</p>	<p>論 幼稚園教 諭</p>	<p>論 幼稚園教 諭</p>	<p>論 幼稚園教 諭</p>
<p>状及び二 種免許状</p>	<p>状及び二 種免許状</p>	<p>状及び二 種免許状</p>	<p>状及び二 種免許状</p>	<p>状及び二 種免許状</p>
<p>七以上 一一以下</p>	<p>七以上 一一以下</p>	<p>一一又は 一二又は 一三</p>	<p>一四</p>	<p>一四</p>
<p>三以上の小学校の科目(国語等のうち一以上の小学校の科目及び音楽等のうち一以上の小学校の科目を含むこと。)につき各一以上</p>	<p>三以上の小学校の科目(国語等のうち一以上の小学校の科目及び音楽等のうち一以上の小学校の科目を含むこと。)につき各一以上</p>	<p>四以上の小学校の科目(国語等のうち一以上の小学校の科目及び音楽等のうち一以上の小学校の科目を含むこと。)につき各二以上</p>	<p>五以上の小学校の科目(国語、算数及び生活(以下「国語等」という。))並びに音楽等のうち四以上の小学校の科目を含むこと。)につき各二以上</p>	<p>業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習に係る免許状にあつては、それぞれ看護、家庭、農業、工業、商業、水産又は商船の免許教科とする。)の種類に応じ、同表に掲げる教科に関する専門教育科目につき各一以上</p>

口 養護に関する専門教育科目

状 免許 二種	状 免許 一種	類 状 の 種 位 数	受けること を必要とする	
			最低	最高
下 一 一 以 上	下 一 〇 以 上	位 数 最 低	一 以 上	二 以 上
一 以 上	一 以 上	一 以 上	一 以 上	二 以 上
一 以 上	一 以 上	一 以 上	一 以 上	一 以 上
一 以 上	一 以 上	一 以 上	一 以 上	一 以 上
一 以 上	一 以 上	一 以 上	一 以 上	一 以 上
二 以 上	二 以 上	二 以 上	二 以 上	三 以 上

ハ 教職に関する専門教育科目
(一) 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教諭

状 免許 種	受けること を必要とする 免許状 の種類	修得すること を必要とする	
		最低	最高
下 一 一 以 上	位 数 最 低	一 以 上	二 以 上
二 以 上	二 以 上	二 以 上	四 以 上
四 以 上	六 以 上	四 以 上	六 以 上
任 意	一 以 上	一 以 上	一 以 上

内

容

内

容

衛生学及学校保健学(養護教諭の職務を含む。)
 公衆衛生(養護教諭の職務を含む。)
 予備的
 心理学
 解剖学及生理学
 微生物学、免疫学、薬理
 概論
 精神衛生
 養護学(臨床実習及び救急処置を含む。)

教育の幼児、児童、生徒及び教育の教科、道徳、特別活動、教育課程、保育内指導法、生徒指導、相談指導に関する科目
 幼児、児童、生徒の心身の発達に関する事項の理解、生活習慣の形成、職業生活に役立つ技術、情報技術、生活技術、保健技術、生活技術に関する科目
 教育の目的、目標、計画、実施、評価、改善に関する科目
 教育の歴史、理論、実践に関する科目
 教育の法規に関する科目
 教育の調査研究に関する科目
 教育の相談指導に関する科目

二以上
 四以上
 四以上
 任意

(二) 養護教諭

状 免許 二種	三又は 四又は	五	三又は 四又は	四	受とよ うとす る必要 を要す る最低 位数字 の種と する	教育の本 質及び 目標に 関する 科目 の発達 の心身 の生活 の徳教 育に關 する科 目(道 徳教育 に關し る科目)及び 特別活 動に關 する科 目(道 徳教育 に關し る科目)及び 特別活 動に關 する科 目(道 徳教育 に關し る科目)	内 容
	二	一以上	一以上	任意			
任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(高速自動車国道における権限)

第二十四条 法及び第四条の規定により署長の権限に属する事務のうち、

高速自動車国道に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察

隊長に行わせる。

附 則

この規則は、平成元年八月一日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三中「交通機動隊」を「二隊」に、「運転免許課」を「運転機動隊」に改める。

道路交通警察隊」に改める。

第十四条の四の次に次の一条を加える。

(高速道路交通警察隊の所掌事務)

第十四条の五 高速道路交通警察隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 高速道路における交通の指導及び取締りに関すること。

二 高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。

三 高速道路における交通規制に関すること。

四 高速道路に接続する周辺道路における交通の指導及び取締り並びに交通事故の初期的処理に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、高速道路における犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務の処理に關すること。

第十六条第一項中「交通機動隊」の下に「、高速道路交通警察隊」を加える。

第十八条第一項中「及び交通機動隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年八月一日から施行する。

(鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 鳥取県警察国有物品管理規則(昭和四十年一月鳥取県公安委員会規則

第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「交通機動隊」の下に「、高速道路交通警察隊」を加え、同条第二項中「及び交通機動隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改め、同条第三項中「交通機動隊」の下に「高速道路交通警察隊」を加える。

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三警察の事務部局等の項中

運転免許課	路上試験又は公用自動
自動車運転	運転
免許試験場	

任命権者が人事 委員会と協議し て定める区域	任命権者が人事 委員会と協議し て定める区域	人事委員会が別 に定める区域	車の 人事委員会が別 に定める区域
------------------------------	------------------------------	-------------------	-------------------------

に改める。

を

高速道路交 通警察隊	交通機動隊	運転免許課 自動車運転 免許試験場
高速道路における交通指導、 交通取締り、交通事故の捜 査若しくは処理、事件の捜 査若しくは処理又は公用自 動車の運転	機動交通指導取締り又は公 用自動車の運転	路上試験又は公用自動車の 運転

附 則

この規則は、平成元年八月一日から施行する。